

鴨川市立国保病院

医療情報システム更新事業

公募型プロポーザル実施要領

令和8年4月

1 趣旨

鴨川市立国保病院（以下「当院」という。）では、令和3年4月の新病院開院にあわせて現在使用している電子カルテをはじめとする医療情報システムを導入したが、令和8年3月にシステム稼働から5年経過し、サーバOSのサポート終了及び経年劣化によるパソコンの速度低下や故障などが頻回に発生していることが課題となっている。

このことから、各種ガイドラインに準拠しつつ、診療録を安全かつ確実に保存し、良質な医療を提供するため、医療情報システムを更新するものである。

更新にあたり、当院に最適なシステムを導入することを目的に公募型プロポーザルを実施するものである。

2 提案募集範囲

本プロポーザルにおいて提案を求める範囲は次のとおりとする。

- (1) 電子カルテシステムを中心とした医療情報システム
- (2) 各部門システムとの接続
- (3) システム運用開始までの準備

※ 詳細については「医療情報システム調達仕様書（別紙1）」を参照すること。

3 配布資料

- (1) 医療情報システム更新事業 公募型プロポーザル実施要領（本書）
- (2) 医療情報システム調達仕様書（別紙1）
- (3) 提出書類用フォーマット（様式第1号～第7号）
- (4) 要求仕様書兼回答書（別紙2）
- (5) 記述式回答書（別紙3）
- (6) ハードウェア仕様一覧表（別紙4）
- (7) ソフトウェア仕様一覧表（別紙5）
- (8) システム構成図（別紙6）
- (9) 各種プロット図等（別紙7～13）

(4) から (9) までの資料は、参加申請書の内容確認後に配布する。

4 提案募集に関する書類の提出先・問い合わせ先

鴨川市立国保病院 事務局 庶務係

〒296-0112 千葉県鴨川市宮山 233 番地

電話番号 04-7097-1224（事務局） Fax 04-7097-0157

メールアドレス byoin@city.kamogawa.lg.jp

5 スケジュール（予定）

- (1) 提案募集資料配布 令和8年4月22日（水）
- (2) 提案募集参加申請書提出期限 令和8年5月11日（月）

(3)	質問書提出期限	令和8年5月14日(木)
(4)	質問に対する回答	令和8年5月21日(木)
(5)	企画提案資料の提出期限	令和8年6月25日(木)
(6)	一次審査の結果通知	令和8年6月29日(月)
(7)	二次審査	令和8年7月3日(金)
(8)	最終選定結果通知	令和8年7月上旬

6 参加資格及び参加申請書の提出

提案をする者は、次に掲げる条件を全て満たしていなければならない。

(1) 業務体制

① 開発体制

医療情報システムを更新し、安定稼働させるために以下の開発体制がとれること。

ア 期間中、必要に応じて開発技術者を病院に常駐させることが可能なこと。

イ 期間中、オンコール対応が可能なこと。

② 技術者

以下のいずれかの資格を有する者を本業務に従事させることができること。

ア 一般社団法人日本医療情報学会 医療情報技師

イ 一般社団法人日本病院会 診療情報管理士

③ システム稼働スケジュール

現行システムの延長保守対応期間が令和9年3月31日までであるため以下の工程による更新・開発が可能なこと。

令和8年8月 医療情報システムの開発開始

令和9年2月 医療情報システムの説明会実施

令和9年4月 医療情報システムの運用開始

※ 上記のスケジュールに加えて必要な事項は、受注者と別途協議をする。

(2) 参加資格

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項（施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。

② 施行令第167条の4第2項（施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により入札に参加させない者でないこと。

③ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがされていないこと。

④ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがされていないこと。

⑤ 鴨川市暴力団排除条例（平成24年鴨川市条例第20号）第2条各号に掲げる

者、これらの者の配偶者（これらの者と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。）及びこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。

- ⑥ 公租公課に滞納がないこと。
- ⑦ 以下のいずれかの資格を有していること。
 - ア プライバシーマーク付与認定
 - イ ISO/9001 認証
 - ウ ISO/IEC27001 認証

(3) 参加申請書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下の書類を提出すること。

- ① 提案募集参加申請書（様式第1号）
 - ② 会社概要等整理票（様式第2号）
 - ※ 創立、資本金、社員数、事務所等の会社案内等がわかる資料。
 - ③ 登記事項証明書（現在事項証明書）
 - ④ 印鑑登録証明書
 - ⑤ 決算書
 - ※ 概要版で可とするが、監査法人等による監査を受けている場合は、監査報告書を添付すること。
 - ⑥ 国税に関する「納税証明書（その3の3）」
- ③、④、⑥については発行から3か月以内のもの

(4) 提出期限等

- ① 提出期限 令和8年5月11日（月）午後5時
- ② 提出先 「4 提案募集に関する書類の提出先・問い合わせ先」と同じ
- ③ 提出方法 郵送（宅配便も可）又は持参（あわせて電子データを提出すること）
 - ※ 持参する場合は、土日祝日を除く午前9時から午後5時まで
- ④ 提出部数 1部

(5) 追加資料の配布

参加申請書の内容確認を行い、参加資格を満たしていると認められる者に対して、3の（4）から（9）までの資料を配布する。

7 質問書の提出

質問がある場合は、様式第3号及び第4号を次のとおり提出すること。

ただし、審査に不当な影響が及ぶと認める事項については、回答しない。

(1) 提出期限等

- ① 提出期限 令和8年5月14日（木） 午後3時
- ② 提出先 「4 提案募集に関する書類の提出先・問い合わせ先」と同じ
- ③ 提出方法 電子メール（その他の方法は受け付けない）
 - 質問書提出後、到達確認の電話をすること。

(2) 回答方法

令和8年5月21日(木)午後3時までに全ての質問及び回答を市のホームページに掲載する。

質問者への個別の回答は行わない。

8 企画提案の方法

(1) 提出方法

以下の提案書類をA4判(A4判より大きい資料を添付する場合は、折り込むこと)で作成し、フラットファイル等に綴じて提出すること。なお、綴じ方は左綴じ(横向きで印刷する場合は、ページ上部が左側)とし、インデックスを付けること。

- ① 企画提案書(様式第5号)
- ② 会社概要等整理票(様式第2号。参加申請時に提出したものと同一のもの)
- ③ システム導入実績表(様式第6号)
- ④ 要求仕様書兼回答書(別紙2)
- ⑤ 記述式回答書(別紙3)
- ⑥ ハードウェア仕様一覧表(別紙4)
- ⑦ ソフトウェア仕様一覧表(別紙5)
- ⑧ 見積書(様式見積1、2)

- ・ それぞれの書類に使用する印鑑は、印鑑登録されているものとする。

(2) 提出期限等

- ① 提出期限 令和8年6月25日(木)午後3時
- ② 提出先 「4 提案募集に関する書類の提出先・問い合わせ先」と同じ
- ③ 提出方法 郵送(宅配便も可)又は持参
 - ※ 郵送の場合は、配達記録が残る方法とすること。
 - ※ 持参する場合は、土日祝日を除く午前9時から午後5時まで(6月25日は午後3時まで)

- ④ 提出部数 正本1部、副本12部

(3) 要求仕様書兼回答書の記載方法

要求仕様書兼回答書(別紙2)に記載すること。配布したデータに入力した上で、CD-R及び出力した用紙で提出すること。

入力方法は、要求仕様書兼回答書に記載したとおりとする。

(4) 記述式回答書の記載方法

- ① 記述式回答書(別紙3)の内容・考え方等については利用期間が終了するまで一貫性を有するものとする。
- ② 調達仕様書の内容に拘束されることなく、価格条件の範囲内で積極的に提案すること。

(5) 見積書の記載項目

提案募集に係る見積範囲は、調達仕様書の記載内容とする。見積書のフォーマット

は、様式見積 1 及び 2 による。

① システム更新費用

ア ハードウェア費

イ ソフトウェア費

ウ システム導入費

エ 他システムとの接続費

オ データ移行費（現行システムからのデータ抽出に係る費用は含まない。）

カ その他

② 利用、保守等費用

ア 利用、保守等費用（5 年間）

*名目のいかんを問わず、システムを令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで稼働させるために必要な費用を見積もること。

9 選定方法

(1) 一次審査

提出された書類を基に、書面による審査を実施し、通過者を決定する。通過者は概ね 3 者とし、結果については書面又は電子メールで通知する。

審査の経過、結果に関する問い合わせは、受け付けない。

(2) 二次審査

一次審査の通過者を対象にプレゼンテーション及び質疑応答による二次審査を実施する。

① 日程 令和 8 年 7 月 3 日（金）

② 方法

ア プレゼンテーションの時間は 30 分、質疑応答は 20 分とする。

イ 出席は 5 名以内（機器操作者を除く。）とし、担当営業と開発主担当予定者が行うこと。

ウ プレゼンテーション内で機能に関する質問が想定されるため、電子カルテシステムのデモンストレーションが行える環境を用意すること（部門システムは不要）。

③ 留意事項

プレゼンテーションに使用する機器については応募者で用意すること。ただし、大型液晶ディスプレイ 1 台については、当院において用意するものであること。

④ 結果通知

審査結果については書面で通知するとともに、最優秀者は市ホームページで公表する。

審査の経過、結果に関する問い合わせは、受け付けない。

(3) 評価項目

審査の着眼点は、次のとおりとする。

- ① 要求仕様書に対する回答書の評価
各項目の対応形式欄の回答を評価する。
- ② 記述式回答書に対する評価
記述式回答書の内容（提案）について評価する。
- ③ プレゼンテーション及び質疑応答に対する評価（二次審査のみ）
説明内容の適格性、説得性等を評価する。
- ④ 価格に対する評価
ハードウェア・ソフトウェア・導入費用・利用、保守等費用に関する評価

10 契約

最優秀者を本事業に係る契約の相手方として契約を締結する。ただし、最優秀者との間で契約の締結に至らなかった場合には、次点の者を契約候補者として決定した上で、契約を締結する。

なお、契約時の仕様及び金額等については、本プロポーザルで提案された内容や見積書の金額をそのまま受け入れるものではなく、双方協議の上、決定することに留意すること。

11 留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨（円）、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (2) 応募に関する書類の作成及び提出並びに二次審査の参加等に係る費用は、全て応募者の負担とする。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 提出書類の知的所有権は、提出した者に所属するが、選定過程において、必要な範囲で複製を作成する場合がある。なお、提出された書類は、鴨川市情報公開条例（平成18年鴨川市条例第6号）に基づく公開対象とする。
- (5) 本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、応募者は、応募に当たって知り得た情報を本市の許可なく第三者に漏らしてはならない。
- (6) 応募者は複数の提案を行うことはできない。
- (7) 提出した書類の変更、再提出はできない。ただし、提出書類の脱漏又は不明確な表示等があり、かつ本市が変更を認めるときはこの限りでない。また、本市が参加資格等の審査に必要と判断した場合は、追加の書類の提出を求める場合がある。
- (8) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、その書類を無効とし、その応募者を失格とする。
- (9) 参加資格確認後、本プロポーザルの完了前に6（1）（2）の要件を満たさなくなった場合は、失格とする。
- (10) 受注者は、本市が別途医療情報システム選定支援業務を委託している事業者と協議、協力の上、業務を遂行すること。